

福岡県観光振興財源検討会議

報告書

平成30年11月

福岡県観光振興財源検討会議

目次

1	はじめに	1
2	福岡県観光の現状と課題	2
3	福岡県の観光振興に必要となる施策	6
4	福岡県の財政状況	10
5	新たな財源確保のあり方	12
6	宿泊税の制度設計	15
7	おわりに	19

【参考】

- 福岡県観光振興財源検討会議 委員名簿
- 福岡県観光振興財源検討会議 開催実績
- 資料集

1 はじめに

観光は、産業の裾野が非常に広く、大きな経済波及効果を創出するものである。人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要である。

また、県内各地域において、地域の観光資源を磨き上げることを通じて、自らの地域に誇りと愛着を持つようになり、それらの観光資源をつないで観光振興に取り組んでいくことは、活力にあふれた地域社会を作っていくことにもつながっていく。

福岡県においては、平成29年の県内への入国外国人数が約319万人（平成25年比で3.4倍）、延べ宿泊者数は約1,700万人（平成25年比で1.2倍）となっており、いずれも国全体より高い伸び率を示している。

さらに、今後についても、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックなど大規模な国際イベントが控えており、国内外から多くの観光客が福岡県を訪れることが見込まれている。

こうした機会をとらえ、さらなる観光需要の増加に向けて、福岡県が果たすべき役割、取り組むべき施策、そして施策を推進するために必要となる財源確保策を検討するため、本年7月、「福岡県観光振興財源検討会議」が設置された。

本検討会議では、これまでに4回の会議を開催し、①福岡県観光の現状と課題、②観光振興に必要な施策、③各種財源の比較検討、④財源確保策のあり方に關し、事実について共通認識を得る「知る段階」、与えられた課題の解決策を議論する「考える段階」、それらの議論をとりまとめる「まとめの段階」と、徐々に検討のステージを上げながら議論を進めてきた。この度、これまでの検討の結果を報告書としてとりまとめた。

2 福岡県観光の現状と課題

(1) 福岡県観光の現状

① 福岡県への入国外国人数の状況

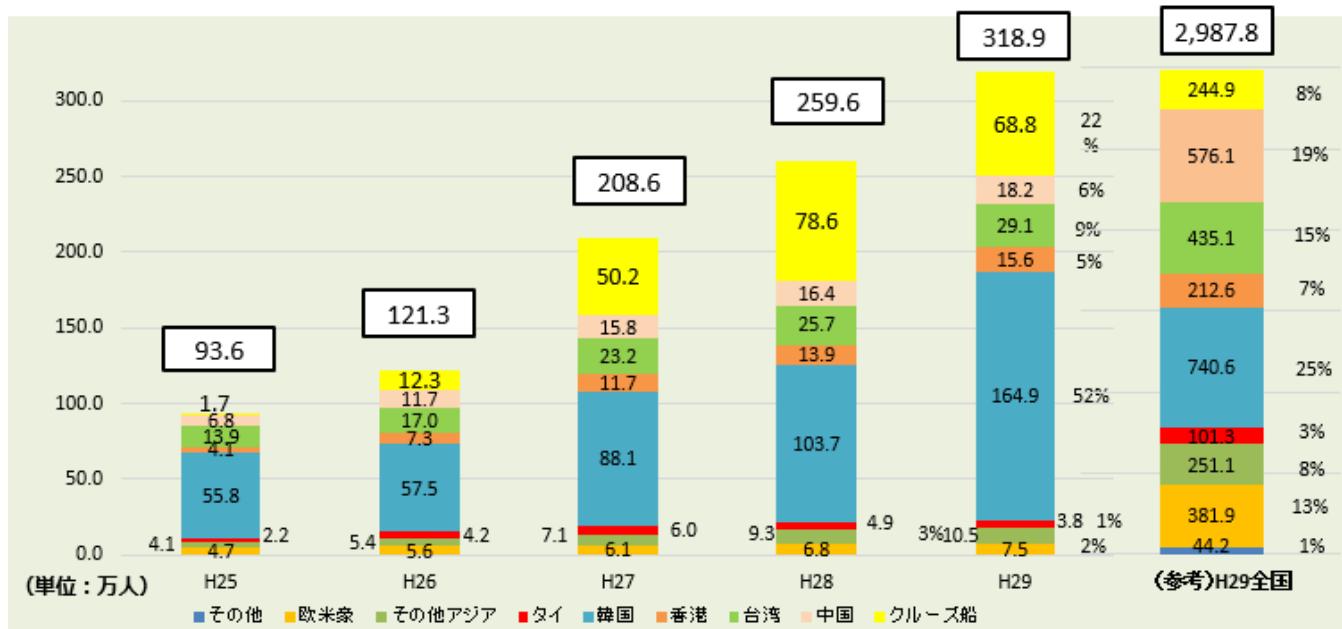
平成29年における、クルーズ船客を含む福岡県への入国外国人数は、約319万人で、前年比約2割増、平成25年比では3.4倍と急増している。

入国外国人の国籍・地域別割合について、福岡県と全国の割合を比較すると、福岡県は韓国の割合が高い（福岡：52%、全国：25%）。一方で、欧米豪（福岡：2%、全国：13%）、中国（クルーズ船客を除く）（福岡：6%、全国：19%）などは割合が低い。

また、福岡県の特徴として、クルーズ船客（主な国籍は中国）の入国外国人数に占める割合が22%で、全国の8%に比べ非常に高い。

[図表1] 福岡県への入国外国人数の推移（国籍・地域別）

出典：法務省「出入国管理統計」



② 福岡県の宿泊者数の状況

平成29年における、福岡県の延べ宿泊者数は約1,700万人泊で対前年比3%増、平成25年比では、21.6%増で、全国の9.4%増をはるかに上回る。

特に、平成29年の外国人宿泊者数は、約311万人泊で対前年比16.4%増、平成25年比で3倍強の大きな伸びとなっている。

一方、平成29年の入国外国人数約319万人のうち、宿泊を伴わないクルーズ船客数を除く入国外国人数は約250万人であることから、入国外国人数の1人当たりの宿泊日数は約1.2日と、福岡県での滞在期間が短いという状況にある。

[図表2] 延べ宿泊者数の推移（福岡県・全国）

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

(単位：人泊)

		平成25年	平成26年	対前年伸び率	平成27年	対前年伸び率	平成28年	対前年伸び率	平成29年	対前年伸び率	H25→29伸び率
福岡県	総数	13,986,570	15,232,160	108.9%	16,143,170	106.0%	16,475,930	102.1%	17,001,170	103.2%	121.6%
	うち 日本人宿泊者	13,086,530	13,874,860	106.0%	13,783,470	99.3%	13,801,820	100.1%	13,889,100	100.6%	106.1%
	うち 外国人宿泊者	900,040	1,357,300	150.8%	2,359,700	173.9%	2,674,110	113.3%	3,112,070	116.4%	345.8%
全国	総数	465,893,370	473,501,950	101.6%	504,078,370	106.5%	492,485,160	97.7%	509,596,860	103.5%	109.4%
	うち 日本人宿泊者	432,397,640	428,677,350	99.1%	438,463,770	102.3%	423,096,220	96.5%	429,906,270	101.6%	99.4%
	うち 外国人宿泊者	33,495,730	44,824,600	133.8%	65,614,600	146.4%	69,388,940	105.8%	79,690,590	114.8%	237.9%

③ 旅行者の周遊の状況

ア 県内の周遊

従業員10人以上の施設における、平成29年の延べ宿泊者数を地域別に見ると、福岡市への宿泊者が全体の47%、北九州市への宿泊者が全体の12%と、政令市への宿泊者が全体のおよそ6割を占めていることがわかる。（参考図表1）

一方で、旅行者は宿泊地だけに留まることなく、様々な観光地を周遊していることが想定されることから、県が実施したアンケート調査に基づく分析を行った。（参考図表2）

その結果、福岡市宿泊者の64.7%、北九州市宿泊者の46.3%が、宿泊地以外の太宰府天満宮（太宰府市）、宗像大社（宗像市）、柳川市や旧伊藤伝右衛門邸（飯塚市）等の観光地を訪れるなど、県内を広域的に周遊していることが明らかとなった。

イ 九州内の周遊

特に海外からの誘客を図る上では、福岡県だけでなく、九州全体を周遊してもらうような取組みを進めることができ有効ではないか、その際、福岡県においては、ゲートウェイ、拠点としての機能を果たしていくべきではないかとの観点から、訪日外国人の九州内における流動状況について確認を行った。（参考図表3）

国土交通省が整理したデータによると、福岡県から他県へ移動を行った外国人の約78.9%が九州各県を訪問し、また、他県から福岡県へ移動を行った外国人の約74.8%が九州各県からの訪問となっている。

次に、九州内の主要空港における就航状況を比較すると、福岡空港が国内線・国際線ともに路線数、便数で他の空港を大きく上回っており、福岡県が九州のゲートウェイ機能としての役割を果たしていることがわかる。（参考図表4）

④ 観光消費額の状況

県内の観光消費額は順調に増加しており、平成29年に1兆円を突破している。

特に、外国人旅行者の消費額増加が顕著であり、平成25年比で約5.4倍に増加している。

[図表3] 福岡県の観光消費額の推移

出典：法務省「出入国管理統計」、観光庁「旅行・観光消費動向調査」を基に事務局において推計



⑤ 訪日外国人のニーズ

観光庁が実施したアンケートによると、訪日外国人が次回の来日時にしたいこととして多く寄せられた回答は、従来から人気の高い「日本食を食べること」や「ショッピング」の他、「四季の体感」、「自然体験ツアー・農漁村体験」、「日本の歴史・伝統文化体験」など、体験型観光を求める回答が多くなっている。(参考図表5) 外国人旅行者の誘客を図る上で、体験型観光資源の開発が重要なポイントの一つとなることが考えられる。

(2) 福岡県の観光振興にかかる課題

① 旅行者と地域住民双方に負担感の無い受入環境の充実

ア 外国人旅行者が旅行中に困ったこと

福岡県における観光に関する課題を明らかにするため、県が実施した外国人旅行者を対象としたアンケート調査によると、無料公衆無線LAN(フリーWi-Fi)環境、多言語表示・スタッフとのコミュニケーション等多言語対応、公共交通の利用、クレジット及びデビットカードの利用などについて困ったという回答の割合が高く、旅行者の受入環境の充実を図ることが求められていることが分かった。(参考図表6)

イ 旅行者の行動が地域住民の生活へ与える負担の軽減

近年、特に外国人旅行者が急増したことに伴い、大型バス駐車場の不足による渋滞の発生やトイレの使用、ごみの捨て方、神社での参拝方法など生活習慣や文化の違いによる受入側の地域住民との間での摩擦が生じており、観光地の自治体や事業者、地域住民に大きな負担がかかっている。観光の持続可能性の観点から、こうした負担の軽減を図ることが必要である。

② 観光消費額単価の向上

旅行者の増加に伴い、観光消費額の総額は増加しているが、一方で、観光客一人当たりの消費額単価を全国平均と比較すると、訪日外国人の観光消費額は、全国の約15万円／人に対して福岡県は10万円弱／人と、低水準に留まっている。(参考図表7)

その要因として、福岡県への外国人旅行者が、滞在日数の比較的短い韓国からの入国者と滞在を伴わないクルーズ船客に偏っていること、高額消費を行う傾向が高い中国からの個人旅行客や長期間滞在する欧米豪の旅行者が少ないことが考えられる。

こうしたことから、今後、中国からの個人旅行や、欧米豪からの誘客を促進する取組み、旅行者の滞在期間を延ばすための取組みが求められる。

3 福岡県の観光振興に必要となる施策

福岡県観光の現状と課題を認識した上で、福岡県が策定した「福岡県観光振興指針」の基本的な考え方方に沿って、福岡県としてどういった施策に注力すべきか、また、新たに取り組む必要がある施策について議論した。

(1) 「福岡県観光振興指針」における基本的考え方

福岡県では、少子高齢化が進む中、地方創生の観点から、観光を重要な産業として位置づけ、地域の観光資源の魅力を向上させるとともに、心温まるおもてなしで観光客の満足度を高めることにより、県内各地に一人でも多くの観光客を呼び込み、消費と雇用を生み出すために、県を挙げた観光振興の取組みを強力に進めが必要との考え方から、平成29年7月、「福岡県観光振興指針」が策定されている。

この指針では、観光振興の基本的な考え方として、以下の4本の柱を設定し、柱ごとに施策の方向性が示されている。(参考図表8、9)

【「福岡県観光振興指針」における観光振興の基本的考え方（4本の柱）】

- ① 観光資源の魅力向上
- ② 受入環境の充実
- ③ 効果的な情報発信
- ④ 観光振興の体制強化

(2) 「福岡県観光振興指針」に基づく現状の取組み

福岡県では(1)で示した4つの基本的考え方及び施策の方向性に基づき、平成30年度の観光関連予算として、総額約20億3,566万円が計上されている。

(参考図表10)

(3) 観光振興に係る福岡県の役割

【観光振興に関して県が果たすべき役割】

- ① 広域的な観点からの観光振興施策の実施
- ② 観光地づくりの核となる組織体制の強化
- ③ 市町村が実施する観光振興施策への財政的支援

① 広域的な観点からの観光振興施策の実施

2章(1)～(3)で示したとおり、福岡県を訪れる旅行者は、県内、九州内各地を広く周遊しており、これらの旅行者の満足度向上、滞在日数の増加を図るために、県全体に点在する観光資源を俯瞰し、観光の主体を繋ぐコーディネーター的な役割が県には期待されている。

具体的には、点在する観光資源を結びつけ、市町村域、県域をまたがった広域観光ルートの整備、欧米豪からの誘客促進に必要となる体験型観光の一体的な開発等が求められる。

また、旅行者の受入環境の充実を図る取組みには、旅行者を広域的に周遊させるための観光案内サービスの充実や多言語対応コールセンターの設置等、面として整備すべきものも存在する。

こうした点を踏まえ、県においては、九州各県、市町村、民間事業者等とも連携を図りながら、広域的な観点から施策を実施することが求められている。

② 観光地づくりの核となる組織体制の強化

観光地づくりの取組みを進めるためには、それを推進する組織づくりとその組織の中核となる人材を育成し、継続的に確保することが重要であると考える。

観光協会の強化やDMO設立に向けた支援の充実に加え、観光推進組織が戦略をもって観光地づくりに取り組むための基礎となる観光統計の整備、そして観光に関わる人材の確保や育成に向けた支援を実施することが求められている。

③ 市町村が実施する観光振興施策への財政的支援

県が実施した調査によると、市町村が県に求める役割として、「観光振興を進めるための取組みへの財政的支援」、「観光振興の体制強化に対する支援」を求める回答が多い。(参考図表11)

多くの市町村は、観光振興により地域の雇用をつくり、経済を活性化しようとしているが、総じて財政が厳しい状況にある。

一方、旅行者が多く訪れるることにより、地元住民の生活に支障が生じ、その対策に予算を充てている市町村もある。

こうした市町村の意見や次の(4)で示す市町村が果たすべき役割を考えると、県においては、安定性、継続性のある観光振興財源を確保した上で、市町村が地域の課題や観光振興の実状に沿って、創意工夫により実施する様々な観光振興施策への財政的支援の充実を図るべきである。

(4) 観光振興に係る市町村の役割

【観光振興に関して市町村が果たすべき役割】

- ① 地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実
- ② 旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和

① 地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実

市町村においては、自然、歴史、文化等の地域の観光資源に最も近い基礎自治体としての強みを活かし、地域の観光資源を、その地域で観光に携わる者と連携・協力し、発掘し、磨き上げていくことが求められている。また、個々の観光地や観光施設における受入環境を整備し、旅行者の満足度を高める取組みも求められる。

② 旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和

旅行者が訪れることにより、住民生活にどのような影響が生じているか、その課題の発生している場所に近い、基礎自治体である市町村において把握した上で、住民の声を聴き、住民とも協議しながら、その地域に最も適切な解決方法を見出すことが求められる。

(5) 福岡県の観光振興に必要となる施策と事業規模

観光に関する現状と課題や観光振興にかかる県及び市町村の役割、さらに市町村や民間事業者が県に対して求める役割・施策等を踏まえ、「福岡県観光振興指針」の基本的考え方（4本の柱）に沿って、他県における先進的な事例も参考にしながら、福岡県が今後の更なる観光振興に向けて新たに、あるいは拡充して実施するべき施策と、その事業規模の大枠をとりまとめた。また、市町村における施策についても、その役割を県の指針の考え方へ沿ってとりまとめた。（参考図表12）

これは、現時点で想定される施策の大枠を示したものである。実際に施策を展開する際には、市町村、関係者等からも意見を聴取した上で、実態に沿った施策が展開されることが望ましい。

また、市町村への財政的支援については、観光振興に係る現状と課題、そして重点的に取り組むべき施策が市町村によって異なることから、市町村がその実状を踏まえ、新たに、あるいは拡充して実施する施策に活用できる市町村交付金として交付されることが望ましい。

○福岡県が取り組む必要がある観光振興施策（概要イメージ）

【福岡県が主体となって取り組むべき施策（主なもの）】

＜観光資源の魅力向上＞

- 市町村や民間事業者と連携して取組む観光地づくり
- 広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備
- 体験型観光プログラムの造成・販売支援

＜受入環境の充実＞

- 空港の観光案内所の整備・運営支援
- 宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援
- 多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供

＜効果的な情報発信＞

- 県内の広域周遊・滞在を促すための宿泊助成
- 航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン

＜観光振興に係る体制の強化＞

- ビッグデータを活用したマーケティング
- 観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DMO設立支援の充実

【市町村が主体となって取り組むべき施策（主なもの）】

＜観光資源の魅力向上＞

- 自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組みへの支援
- 観光の核となる施設整備に対する支援

＜受入環境の充実＞

- 観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援
- 住民生活との調和を図るための施策

＜効果的な情報発信＞

- 国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援

＜観光振興に係る体制の強化＞

- 観光協会の体制強化に向けた取組みへの支援

4 福岡県の財政状況

観光振興財源の確保策を検討するに当たって、福岡県の財政状況について議論した。

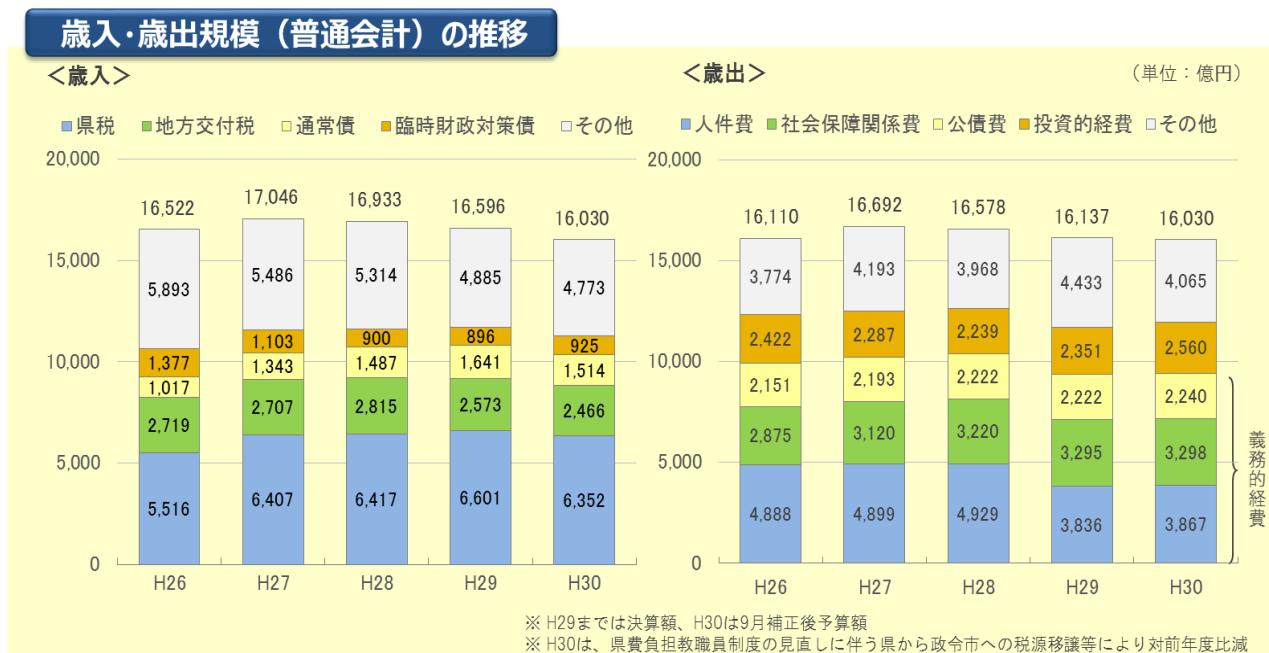
(1) 歳入・歳出の状況

福岡県では、平成9年度以降、5次にわたり財政改革に関する計画を策定し、人件費の抑制、事務事業の見直し、社会保障費の増加の抑制、財政収入の確保など、財政健全化への積極的な取組みが行われている。

近年の財政状況の推移を見ると、歳入面では、県税収入が地方消費税率の引上げや景気が回復基調にあることなどにより増加する一方、それに伴い地方交付税が減少傾向にある。

歳出面では、社会保障関係費の増嵩、公債費の増大など、義務的に支出する経費の割合が高くなっている。

【図表4】歳入・歳出規模（普通会計）の推移（平成26年度～30年度）



(2) 財政改革の状況

厳しい財政環境の中、活力にあふれ成長力に富んだ経済と魅力ある雇用の創出、安心して子育てができる社会の実現が盛り込まれた「福岡県総合計画」等に基づき、多様な県民ニーズに応じた新規施策が実施されるためには、その財源を確保することが重要である。

このため、福岡県では、平成29年2月に「福岡県財政改革プラン2017」が策定され、これに基づき、定員削減等による人件費の抑制、必要性や効果の低い事務事業の見直し、医療費の適正化等による社会保障費の増加の抑制、県単独公共事業の

抑制（2%程度）による建設事業の重点化、未利用県有地の計画的売却等による財政収入の確保といった財源捻出のための改革が実行されている。（参考図表13）

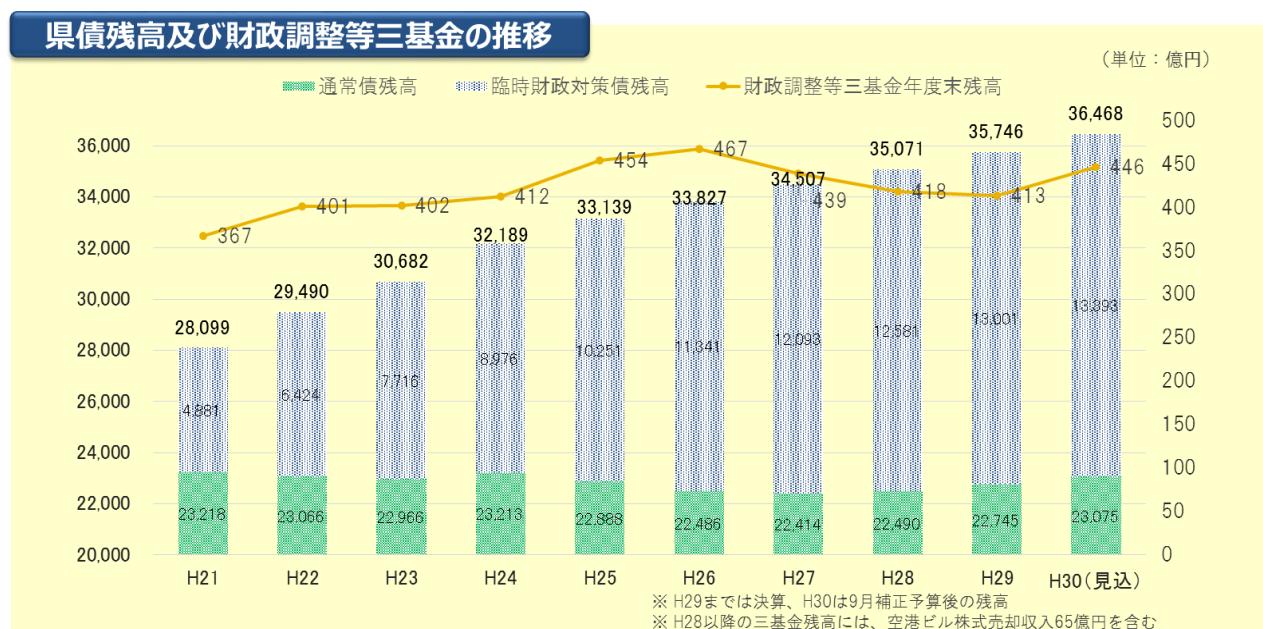
なお、事務事業の見直しにあたっては、施策の透明性の向上、成果重視の行政への転換、県民の行政に対する信頼性の向上を図る観点から、外部委員による「福岡県行政改革審議会」において改廃を含む事業の評価を活用するなど、徹底した事務事業評価が実施されている。

（3）今後の財政見通し

県債残高は、地方財政の財源不足のために発行を余儀なくされている臨時財政対策債の増加などにより、平成30年度末には、一般会計予算規模の2倍強の3兆6千億円を超える見込みである。また、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な財政調整基金等三基金残高は、平成26年度をピークに減少傾向にある。

今後を展望すると、高齢化の進展に伴う社会保障費、県債の償還のための公債費など義務的に支出する経費の増大により、上記の改革措置を行ってもなお、依然として厳しい財政状況が継続することが見込まれている。

【図表5】県債残高及び財政調整等三基金の推移



5 新たな財源確保策のあり方

3章に示すとおり、福岡県が今後の更なる観光振興に向けて新たにあるいは拡充して実施するべき施策、その事業規模の大枠、そして市町村における施策について、「福岡県観光振興指針」の基本的考え方方に沿って検討した。こうした施策をスピード感をもって強力に進めていくために、どういった財源確保手法があり得るのかについても、議論を深めた。

(1) 福岡県が観光振興に取り組む必要性

観光は、産業の裾野が非常に広く、大きな経済波及効果を創出するものである。人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要な取組みである。

また、その土地が観光地として評価される際、治安などを含めた「地域の総合力」が評価のポイントの一つとなっており、そういった観点から、行政サービスを担う県の役割は非常に大きい。

さらに、県内各地域において、地域の観光資源を磨き上げることを通じて、自らの地域に誇りと愛着を持つようになり、それらの観光資源をつないで観光振興に取り組んでいくことは、活力にあふれた地域社会を作っていくことにもつながっていく。

これらの点に加え、福岡県には九州観光のゲートウェイとして、九州全体の観光を牽引する役割を果たすことが求められている。県においては、こうした社会的要請があることを強く認識し、県を挙げたさらなる観光振興に取り組むことにより、県全体、ひいては九州全体の活性化の原動力となることが期待される。

(2) 新たな財源確保策を検討する必要性

上述の観点から、3章で示した新たな観光振興施策について、積極的に取り組むべきであるが、4章で述べたとおり、県においては、「福岡県財政改革プラン2017」に沿って、毎年度、事務事業見直し等の取組みが行われているものの、財政は依然として厳しい状況にあり、新たな観光財源を既存財源から安定的かつ継続的に確保することは難しい状況である。

こうした状況を鑑み、新たな財源確保策についての検討を行うこととした。

なお、新たな財源確保策を講じることとなった際には、その財源は新たな施策、あるいは既存施策の拡充に充てるべきであり、既存事業の単なる財源の振り替えとならないよう、使途の面においても、関係者の意見を聞くなどして評価していくべきである。

(3) 他自治体における財源確保の事例

財源確保の取組みとして、他の自治体では、東京都や大阪府の宿泊税や太宰府市の歴史と文化の環境税（駐車場利用への課税）など、地方税法における課税自主権を活用した独自の法定外税を創設している事例や、富士山における保全協力金や別府市が平成29年に実施したクラウドファンディングなど、任意で寄附金等を徴収し、特定の目的の達成のために活用している事例などがある。（参考図表14、15、16）

(4) 負担を求める対象の検討

観光振興財源の負担を求める対象を、次の観点から検討した。

- ① 地方公共団体が提供する様々な公共サービスにより地域の秩序が維持されており、旅行者についてもその恩恵を享受し安心して訪れることができている。
- ② 地方公共団体が実施する国内外の旅行者の受入に向けた環境整備等による受益は旅行者が受けている。

以上の点を踏まえ、応益負担の考え方に基づき、旅行者に対し一定の負担を求ることは適当であるとの考え方から、旅行者を対象とした財源確保策を検討することとした。

なお、福岡県を訪れる旅行者には、観光目的の旅行者だけでなく、ビジネス客も多く含まれることから、財源の使途として、旅行目的に関わらず、旅行者が幅広く利益を享受する施策についても検討が必要ではないかと考えられる。

(5) 財源確保の手法の検討

財源確保の手法について、次の観点で比較検討を行った。（参考図表17）

- ① 福岡県の観光振興に必要な新たな財政需要を、安定的かつ継続的に確保することが可能か。
- ② 観光振興施策や公共サービスの受益者である旅行者について、その受益者を個別に特定し受益の範囲を明らかにすることが難しいことを踏まえ、適当な財源確保手法は何か。

新たな観光振興施策について、必要となる規模を一過性の取組みとせず安定的・継続的に実施する必要があること、施策実施による受益者は広範囲にわたることが想定され、受益者を広く設定することが望ましいことから、財源確保の手法については「地方税」とし、地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る「法定外税」、さらには「観光振興」という特定の目的の実現のために課す「法定外目的税」が最も適していると考えられる。

なお、確保した財源については、使途を観光振興に限定するための管理・執行方法を検討する必要があると考えられる。

(6) 課税対象とする観光行動の検討

旅行者が福岡県を訪れた際に行う宿泊や公共交通機関の利用、飲食等、様々な観光行動のうち、いずれの行動を課税対象とするべきか、次の観点で比較検討を行った。(参考図表18)

- ① 課税対象となる旅行者を一定程度捕捉することが可能か。
- ② 課税に係る行政(徴税)コストを低く抑えることが可能か。

目的税として課税客体を捕捉できるかについては、宿泊行為以外は一般客(県民)の日常利用も多く、課税客体の捕捉が困難であること、宿泊施設は比較的事業所数が限られており、課税捕捉に係る行政(徴税)コストを抑えることができることから、宿泊行為に対して課税することが適当ではないかと考えられる。

6 宿泊税の制度設計

本検討会議では、宿泊税を課するとした場合の制度設計についても考察を行い、制度の概要についてとりまとめを行った。その結果を以下に示す。しかしながら、これはあくまでも制度の基本的考え方を示すものである。

今後、県において税の詳細な制度設計を行う際には、本検討会議での意見や関係者となる特別徴収義務者等の意見を十分に勘案し、課税に関わる様々な課題を考慮した適切な制度を作り上げていくことを期待する。

(1) 納税義務者の検討

どのような形態の宿泊施設への宿泊者に対し課税するべきか、また、課税免除とする対象を設定するべきか、先行して宿泊税を導入している（導入予定がある）自治体の事例を参考に検討した。

【図表6】先行自治体における納税義務者の設定状況

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市
納税義務者	ホテル、旅館の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊の宿泊者	ホテル、旅館、簡易宿所、民泊の宿泊者
課税免除	なし	なし	修学旅行等の学校行事（大学を除く）に係る宿泊	なし

- ① 宿泊客は、宿泊施設の形態に関わらず行政サービスを一定程度享受していることから、簡易宿所、民泊及び特区民泊の宿泊者を納税義務者としないことは、公平性の観点から適切ではない。
- ② 本検討会議において、「宿泊税を導入する場合、民泊も含め不公平感のない形にしてほしい」という意見が出されている。

以上のことから、ホテル、旅館、簡易宿所、民泊、特区民泊の宿泊者を対象とするべきであると考えられる。

なお、課税免除の対象については、先行自治体において対応が異なっており、誘客への影響や宿泊事業者等にとっての事務負担等も考慮に入れ、慎重に検討るべきである。

(2) 免税点の検討

宿泊税に免税点（一定金額以下は課税の対象とならない場合のその一定金額）を設けるべきか、先行自治体の事例を参考に検討した。

【図表7】先行自治体における免税点の状況

東京都	大阪府	京都市	金沢市
1万円	1万円	なし	なし

※宿泊料金は素泊まり料金

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当である。
- ② 宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。

以上のことから、免税点を設けないことが適当であると考えられる。

(3) 税率の検討

① 税率区分

宿泊料金に応じた税率区分を設けるべきか、先行自治体の事例を参考に検討した。

【図表8】先行自治体における税率区分の設定状況

東京都	大阪府	京都市	金沢市
10～15千円未満 15千円～	100円 200円	10～15千円未満 15～20千円未満 20千円～	100円 200円 300円
		～20千円未満 20～50千円未満 50千円～	200円 500円 1,000円
H30税収：約25億円	H30税収：約8億円	税収：約46億円	税収：約7億円

※宿泊料金は素泊まり料金

- ア. 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、一律の税率で課税し公平性を確保することが適当である。
- イ. 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等にとって簡素な制度とすることが望ましい。

以上のことから、税率区分を設けず、一律の税率とすることが適当であると考えられる。

② 税率

税率をどのように設定するべきか、先行自治体の事例を参考に検討した。

- ア. 新たな観光振興施策に要する事業の規模（約36億円）を確保することが可能であること。
- イ. 東京都及び大阪府の最低税率（100円）や京都市及び金沢市の最低税率（200円）と比較し、納税者にとって過重な負担ではないと考えられること。

以上のことから、税率については、一律200円とすることが適当ではないかと考えられる。

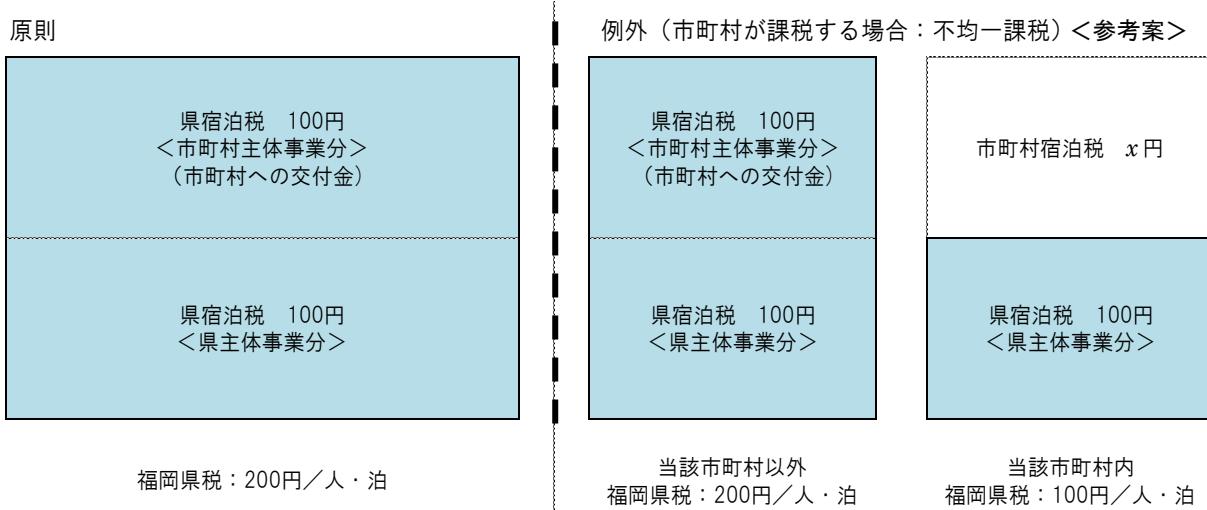
【税収見込：36億円／年（200円×1,800万人泊）】

なお、3章で示した観光振興に必要となる施策として、市町村に対する支援に要する経費が18億円程度見込まれている。

宿泊税については、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係、特別地方消費税として飲食・宿泊行為に対し県税として課税していたという地方税の仕組み、税源の偏在性等を考慮すると、県税として課税した上で、税収の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討することが必要ではないか。

ただし、今後、課税自主権に基づき市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担が生じないよう、例えば、下図右側で示すように当該市町村内では、県主体事業分の金額のみ徴収することとした上で、当該市町村には交付金を配分しないなどといった特例措置を検討するなど、慎重に検討することが必要ではないか。

【図表9】市町村が独自に宿泊税を導入した場合の課税イメージ



(4) 徴収方法、特別徴収義務者の検討

徴収方法や特別徴収義務者をどのようにするべきか、先行自治体の事例を参考に検討した。

【図表10】先行自治体における徴収方法の設定状況

東京都	大阪府	京都市	金沢市
特別徴収 (特別徴収義務者(宿泊事業者等)が宿泊者 から宿泊税を徴収し、納入する)	同左	同左	同左

- ① 全ての宿泊税導入先行自治体において、徴収方法を特別徴収とし、特別徴収義務者を宿泊事業者等としている。
- ② 個々の宿泊者から徴収することは困難であり、宿泊事業者等による特別徴収以外は現実的ではない。

以上のことから、徴収方法は特別徴収とし、特別徴収義務者は宿泊事業者等とすることが適当であると考えられる。

(5) 課税を行う期間の検討

課税を行う期間をどのように設定するべきか、先行自治体の事例を参考に検討した。

【図表11】先行自治体における税制度のあり方についての検討頻度

東京都	大阪府	京都市	金沢市
5年ごと	同左	同左	同左

- ① 全ての宿泊税導入先行自治体の宿泊税条例において、5年ごとに税制度のあり方の検討を実施する規定がある。
- ② 本検討会議においても、「税を導入するのであれば期限がある制度とすることが望ましい」という意見が出されている。
- ③ 京都市では、条例施行後の状況を早急に把握し、適切に対応するため、早期に検証することとされている。

以上のことから、税制度のあり方について、5年ごとに慎重に検討することが適当であると考えられる。ただし制度開始当初は3年程度で検証することが適当であると考えられる。

7 おわりに

この検討会議では、福岡県が今後、県を挙げたさらなる観光振興に取り組み、地域の観光資源の磨き上げを通じた活力ある地域社会づくりを実現するために、どのような取組みを進めるべきか、そして、そのために必要となる財源確保策のあり方について、福岡県の観光の現状と課題を整理し、他自治体等における事例の分析や関係者からの意見聴取などを行ながら、議論を進めてきた。

これまでの会議における議論の結果、福岡県は以下の3つの役割に沿った施策に取り組む必要があること、具体的な施策を進めるにあたっては、施策の重複が生じないよう市町村や関係団体等との間でしっかりと調整することを提言した。

- ① 広域的な観点からの観光振興施策の実施
- ② 観光地づくりの核となる組織体制の強化
- ③ 市町村が実施する観光振興施策への財政的支援

また、これらの役割に沿った施策を迅速化させるために必要となる、安定的、継続的な観光振興財源確保のあり方についても熟議を積み、福岡県において「宿泊税」を導入することが適当であること、そしてその制度の基本的考え方についても提言した。

今後、福岡県におかれでは、この報告書を受けて、宿泊税に係るさらに細部の制度設計を行っていくことになるが、その際には、納税される宿泊者の方々や特別徴収義務者となる宿泊事業者等の方々、そして県民の方々に、宿泊税を課する趣旨、税の用途、税の制度、そしてこの税を使って新たに生み出される行政サービスの受益について、十分な納得をいただくことが何より肝要であることを認識していただきたい。

福岡県においては、本検討会議の提案を具体化するため、県民・関係者の方々の理解を得る努力を重ねるとともに、県内市町村との調整を図りつつ、必要な検討をされるよう願いたい。

さらに、この税が導入された後にも、税導入の政策的効果や様々な影響を見極めつつ、所期の目的が達成されるよう、その着実な運用に留意されることを強く要望するものである。

最後に、福岡県には、本報告書の提言内容について、さらなる検討を深め、新たな財源を活用した観光振興施策に県を挙げて取り組むことにより、県全体、ひいては九州全体の観光の活性化の原動力となっていただくことを、心から期待する。

【参考】

○ 福岡県観光振興財源検討会議 委員名簿

(平成30年11月1日時点)

役職	氏名	所属
委員長	じんの なおひこ 神野 直彦	東京大学 名誉教授 日本社会事業大学 学長
副委員長	せいいいち ともこ 勢一 智子	西南学院大学法学部 教授
委員	いしはら すすむ 石原 進	一般社団法人 九州観光推進機構 会長
	いのうえ よしひろ 井上 善博	福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
	ごとう まさひこ 後藤 雅彦	一般社団法人 日本旅行業協会九州支部 支部長
	せん そうてつ 千 相哲	九州産業大学地域共創学部 学部長
	としま こうじ 利島 康司	北九州商工会議所 会頭
	はまだ よういち 濱田 洋一	公益社団法人 福岡県観光連盟 専務理事
	ふじなが けんいち 藤永 憲一	福岡商工会議所 会頭
	よしむら まさお 吉村 政穂	一橋大学大学院法学研究科 教授

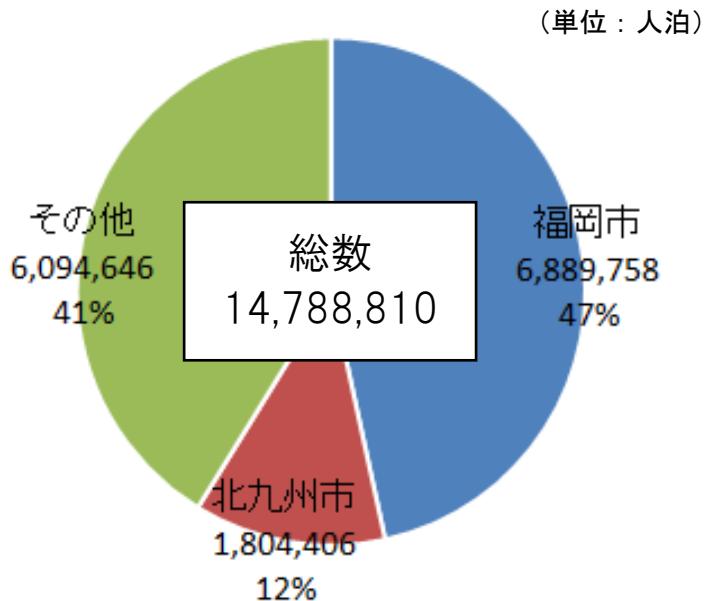
○ 福岡県観光振興財源検討会議 開催実績

	開催日	議題
第1回	平成30年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡県観光の現状・課題について ・福岡県の観光振興に向けた施策の方向性について
第2回	平成30年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会議でいただいた意見等について ・福岡県の観光振興に必要な施策について ・観光振興財源確保策の比較検討について
第3回	平成30年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討会議でいただいた意見等について ・福岡県の観光振興に必要な施策について ・観光振興財源確保策のあり方について ・「福岡県観光振興財源検討会議 報告書（案）」について
第4回	平成30年11月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・「福岡県観光振興財源検討会議 報告書（案）」に対するパブリックコメントの結果について ・「福岡県観光振興財源検討会議 報告書（案）」について

【資料集】

〔参考図表1〕延べ宿泊者数の地区別割合

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査（H29）」



※1 従業員10人以上の施設を対象

※2 月間速報値の合計

〔参考図表2〕福岡市、北九州市宿泊者の周遊状況

出典：「福岡県観光入込客推計調査アンケート（H29）」

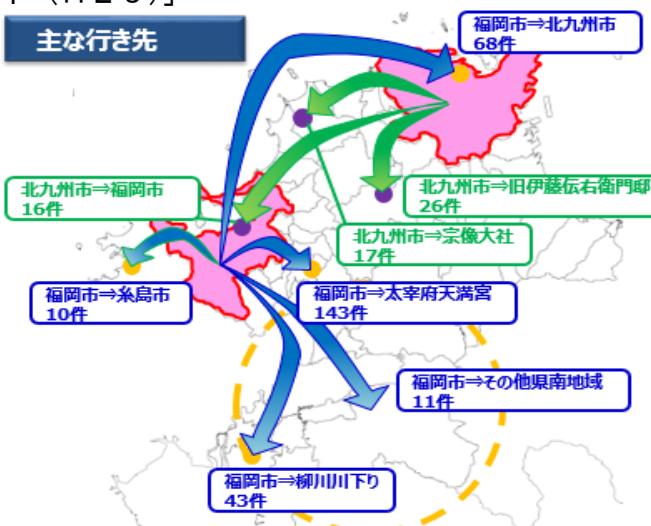
アンケート回答数：3,528件

うち宿泊者数：937件

(単位：件、%)		
福岡市宿泊数	うち福岡市以外を周遊	割合
445	288	64.7

北九州市宿泊者数	うち北九州市以外を周遊	割合
136	63	46.3

※アンケート結果は1家族・1団体を1件としてカウントしているため、件数=人数とはならない。



※「主な行き先」について、1団体が複数箇所を周遊する場合は、重複してカウント

(調査概要)

- ①対象者：福岡県内の観光地點を訪問している観光客
- ②調査方法：調査員が回答者に調査票を渡し自記入形式で回答。
- ③調査日：平成29年2月18日（19日）、8月5日、9月23日、12月9日
- ④調査地點：キャナルシティ博多、福岡タワー、太宰府天満宮、宗像大社、門司港レトロ地区、小倉城周辺、旧伊藤伝右衛門邸、田川市石炭・歴史博物館、柳川川下り等 14地點

※観光客（宿泊及び日帰り）が調査地点前後に訪問した観光地を調査表に記入。

[参考図表3] 訪日外国人の流動状況（国籍別）

出典：国土交通省「FF - Data（訪日外国人流動データ）」

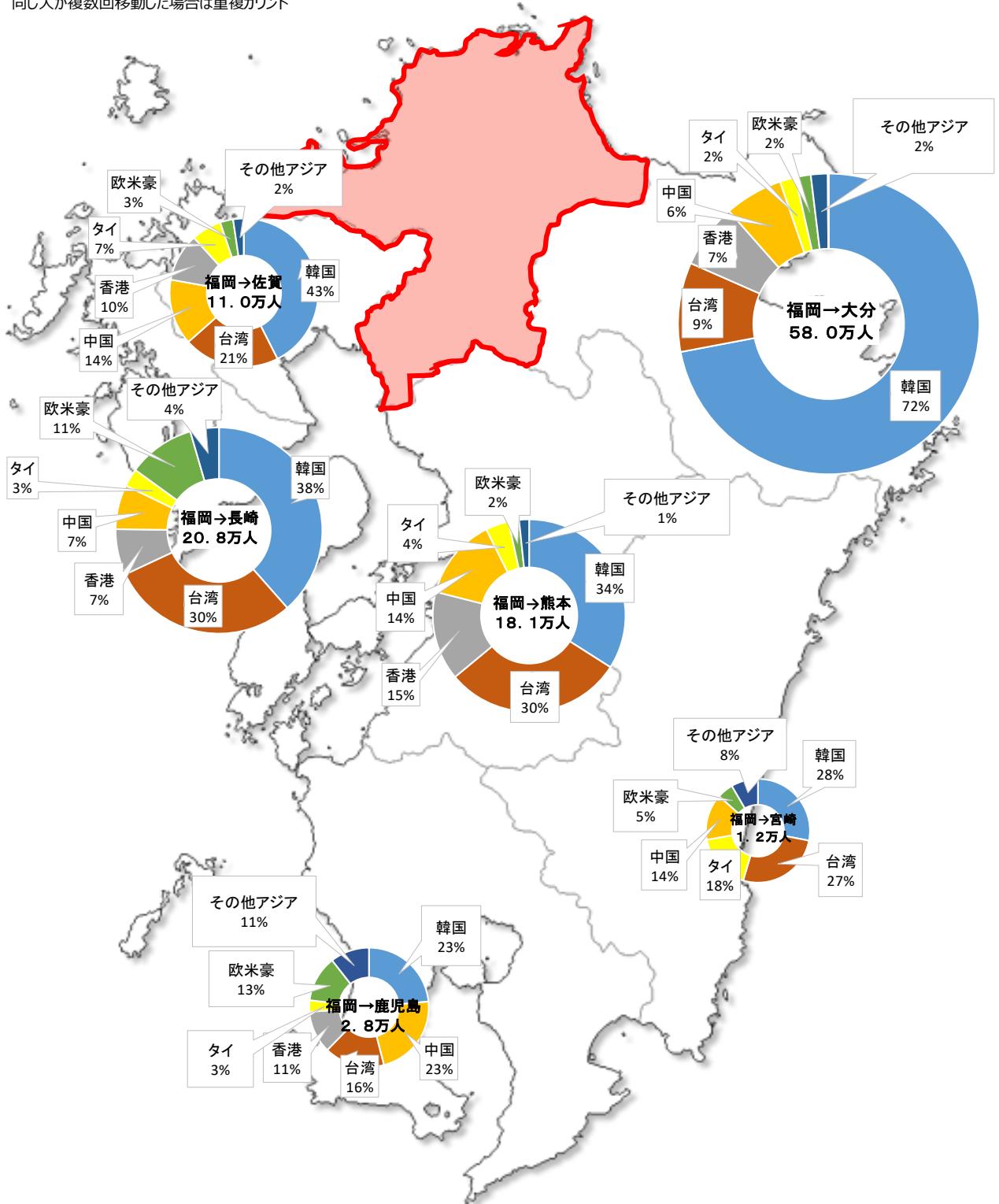
① 福岡県→九州各県

4 訪日外国人の流動状況①(福岡県→九州各県、国籍別)(2016年)

本県から他県へ移動を行った外国人数：約142万人

うち約112万人が九州各県を訪問

※ 同じ人が複数回移動した場合は重複カウント



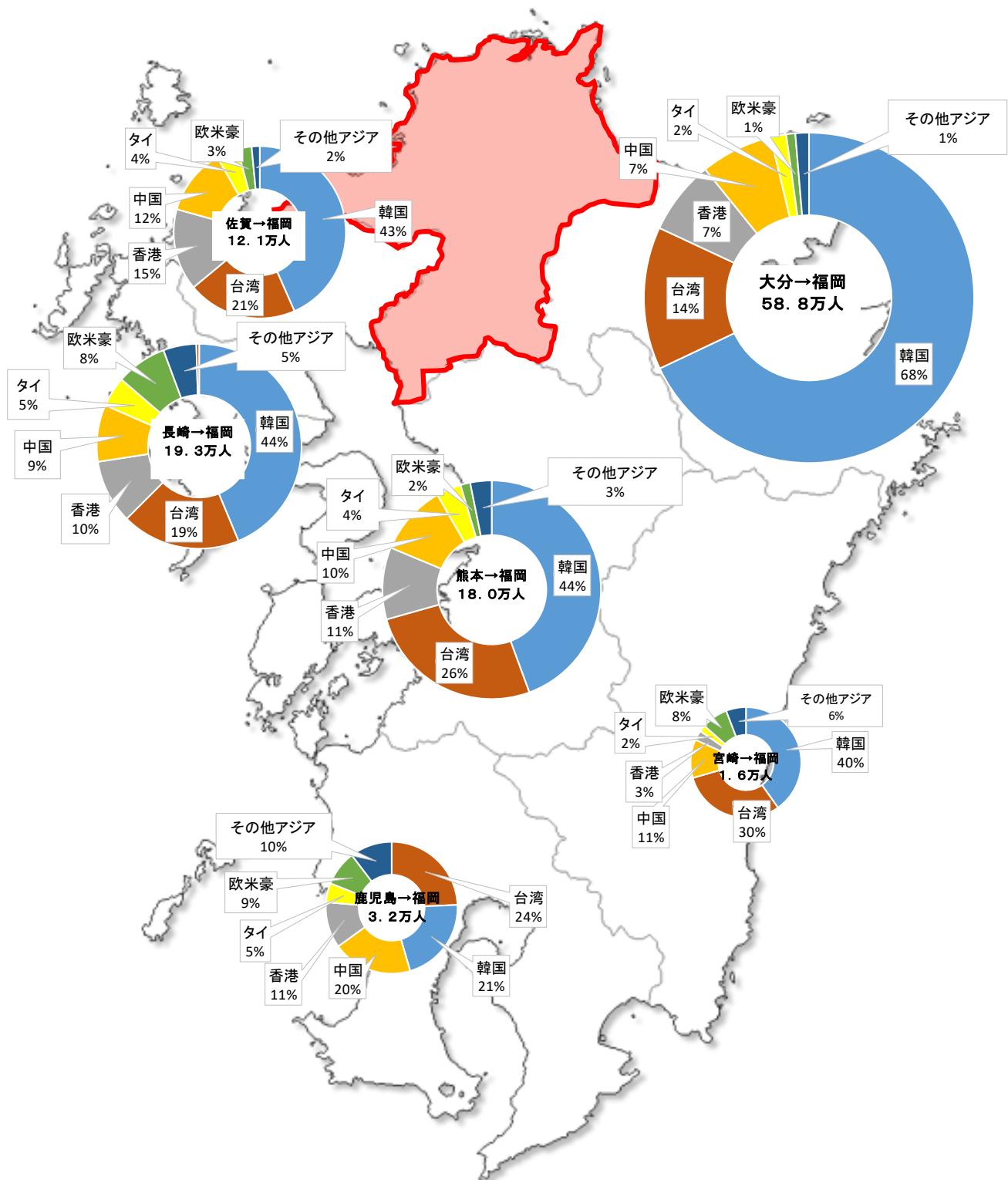
② 九州各県→福岡県

4 訪日外国人の流动状況②(九州各県→福岡県、国籍別)(2016年)

他県から本県へ移動を行った外国人数：約151万人

うち約113万人が九州各県からの訪問

※ 同じ人が複数回訪問した場合は重複カウント



[参考図表4] 九州内の主要空港の就航状況

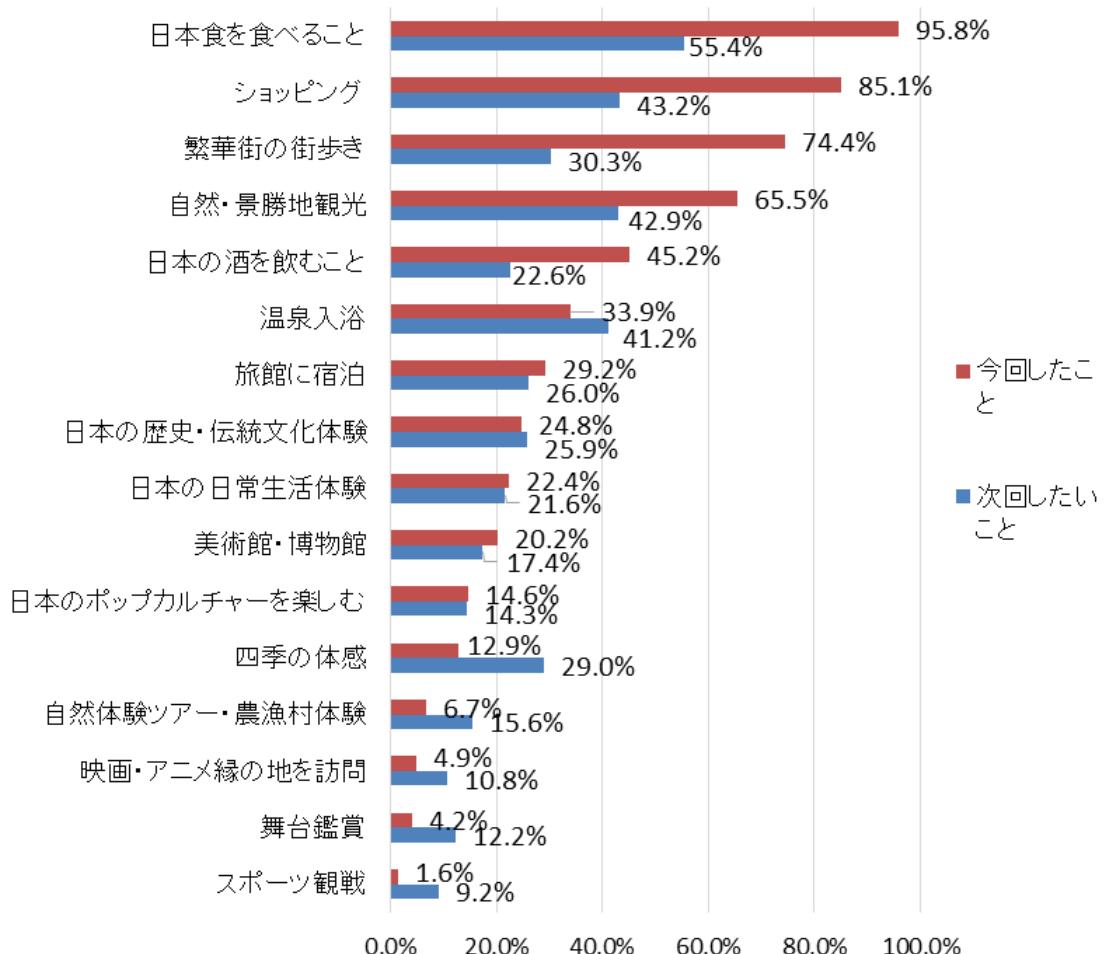
	国内線		国際線		
	路線数	便数	就航先	路線数	便数
福岡空港	28	376便/日	9カ国・地域 20都市	19	748便/週
北九州空港	3	38便/日	2カ国 5都市	5	54便/週
佐賀空港	2	12便/日	3カ国・地域 3都市	3	28便/週
長崎空港	9	76便/日	2カ国 2都市	2	10便/週
熊本空港	7	74便/日	3カ国・地域 3都市	3	22便/週
大分空港	4	48便/日	2カ国・地域 2都市	2	14便/週
宮崎空港	7	98便/日	3カ国・地域 3都市	3	22便/週
鹿児島空港	17	168便/日	3カ国・地域 4都市	4	48便/週

※平成30年8月29日時点。到着・出発をそれぞれ1便と数える。

[参考図表5] 観光庁「訪日外国人の消費動向調査（H29）」

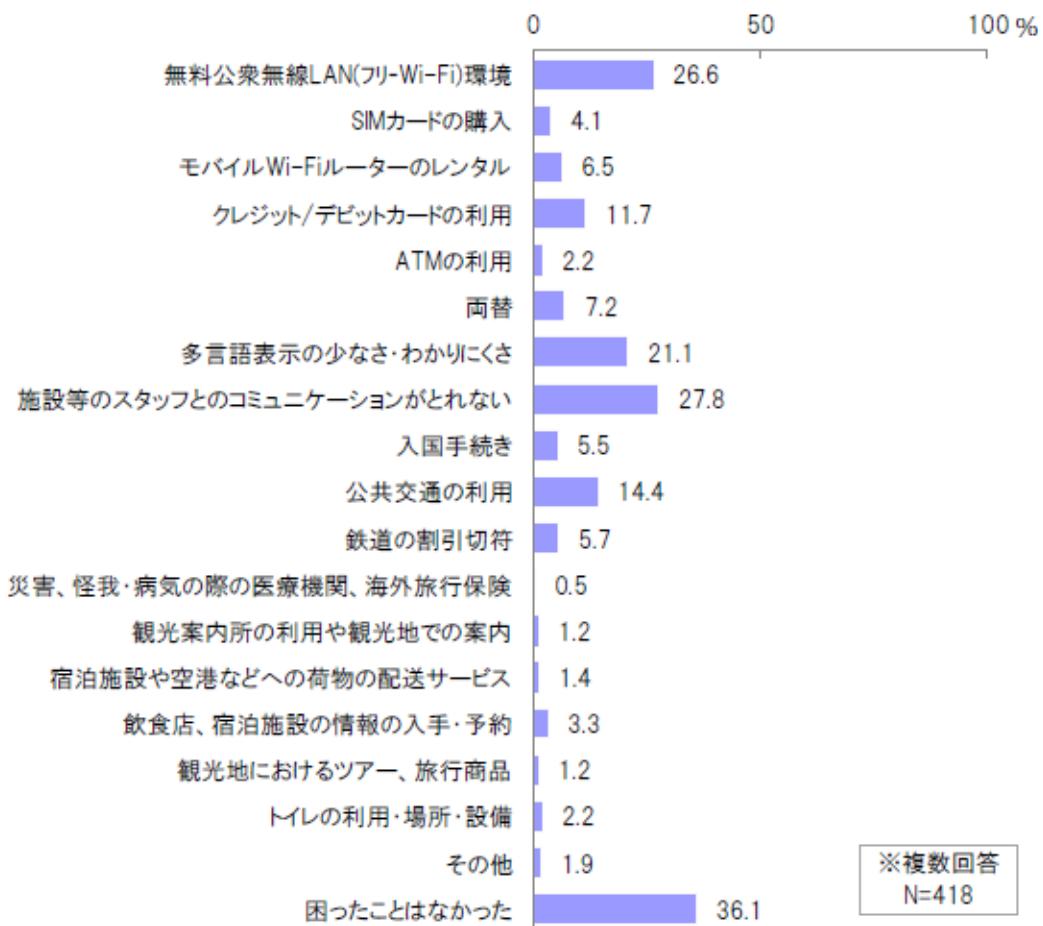
(設問：『今回したことと次回したいこと』)

出典：観光庁「訪日外国人の消費動向調査 平成29年 年次報告書」から抜粋



[参考図表6] 外国人旅行者が旅行中に困ったこと

出典：福岡県「インバウンドに対するアンケート調査（H30.8）」



[参考図表7] 観光客の消費動向

出典：観光庁「訪日外国人消費動向調査」、「旅行・観光消費動向調査」

法務省「出入国管理統計」

観光客の消費動向（全国）				観光客の消費動向（福岡県）			
	旅行消費額	延べ人数	1人1回当たり消費額		旅行消費額	延べ人数	1人1回当たり消費額
訪日外国人	4.4兆円	2,869万人	153,921円	訪日外国人	3,105億円	319万人	97,384円
国内客（宿泊）	16.1兆円	3億2,333万人	49,732円	国内客（宿泊）	6,127億円	1,000万人	61,298円
国内客（日帰り）	5.0兆円	3億2,418万人	15,526円	国内客（日帰り）	1,394億円	1,026万人	13,597円

福岡県観光振興指針（概要）

（対象期間：2017年度～2019年度）※第二期九州観光戦略 第二次アクションプランの期間と整合

【目的】

- 観光を重要な産業として位置づけ、地域の観光資源の魅力向上とともにより観光客の満足度を高め、県内各地域に観光客を呼び込み、消費と雇用を生み出す。
- 市町村、企業、民間団体、県民の皆さんと協力し、県を挙げた観光振興の取組みを強力に進めます。

<背景>

（1）観光の経済規模と重要性

- ・観光産業は世界のGDPの10%、輸出額の7%
- ・外国人観光消費額は化学製品の輸出額に次ぐ規模
- ・外国人8人分、国内宿泊25人分の観光消費額は、定住人口1人当たり年間消費額に匹敵
- （2）幅広い業種への高い波及効果
- （3）ラグビーワールドカップ2019™、東京2020オリンピック・パラリンピック等は訪客の好機

現状と課題

（1）本県の観光を取り巻く社会情勢

- ① 伸び悩む国内観光市場（少子高齢化、人口減少）
(日本の人口2015年→2005年：68%に減少)
- ② 拡大する訪日外国人観光市場
(全国の入国外国人2010年→2016年：2.7倍に増加)
- ③ 多様化する観光需要（日本の伝統文化、日本食が人気）
- ④ 観光に関する新ビジネスの出現
(ITを活用した情報・サービス)

（2）本県観光の課題

- ① 観光客の県内各地への訪問・周遊の促進
- ② 国・地域の偏り（多い東アジア、少ない欧米豪）解消
- ③ ホテル宿泊需要の増加と低い旅館割引率
- ④ ソフト、ハード両面における受入環境の整備
- ⑤ 観光客の移動手段・情報入手方法等の変化への対応
- ⑥ 観光振興を担う人材の育成

（3）福岡県観光の強み

- ① 恵まれた交通アクセス
- ② 高い人気のショッピング、グルメと歴史
- ③ 世界遺産登録、大規模国際大会等観光振興の追い風
- ④ ものづくり産業やICT等先端産業の集積
- ⑤ 強い九州の一体感と異業種（ICT企業等）とのマッチング支援

“ご来福”推進宣言

県は、指針の目標達成に向けて、県民の皆様と一緒に協力して取り組むことを誓い、次のとおり宣言します！

歴史を活かして、来福客の「記憶」にとどめます！
食を活かして、来福客の「胃袋」をつかみます！
価値ある旅で、来福客の「心」をつかみます！
「地元産」で、来福客と「幸せ」を分かちます！
心を込めたものでないで、またの「来福」をお待ちします！

施策の方向性

基本的考え方

【数値目標】	2016 (H28) 年実績	2019 (H3) 年目標
外国人入国者数	260万人	414万人
県内延べ宿泊数 (うち外国人)	1,612万人泊 267万人泊	1,984万人泊 588万人泊
観光消費額	9,620億円	12,407億円
旅行者満足度（良い+大変良い）	75.8%	85.0%
再訪意向（是非また来たい）	53.6%	60.0%

成果指標

- （ア）歴史を活かした観光資源の発掘、磨き上げ
・世界遺産等歴史的魅力を活かしたストーリー性のある旅の提案
- （イ）食の魅力を活かした観光商品の提案（観光農園、酒蔵等）
・魅力ある県産の「食」を体験できる観光商品の提案（観光農園、酒蔵等）
- （ウ）文化・スポーツの集積を活かした観光の推進
・歌舞伎や大相撲等のイベントを体験できる観光商品の提案
- （エ）伝統文化や伝統工芸を体験できる観光商品の提案
・産業観光の推進
- （オ）体験・交流・滞在型観光の推進
・自動車・ロボット、陶器、食品等の産業集積を活かした産業観光の提案
・サイクリング、トレッキング等を組み込んだ旅の提案

基準年	⇒	目標年
2016年	⇒	2019年

◎観光客の体験に対する満足度
(大人が楽しめた割合・施設・特徴)
25位 ⇒ 15位

- （ア）観光業内の充実
（イ）多言語対応の充実
・飲食店、宿泊施設、交通機関等での多言語表示、Wi-Fi環境、多言語コールセンターやスマートフォン等の整備促進
- （ウ）移動しやすい交通基盤の整備
・多様な移動手段の充実、空港機能の強化、航空路線の誘致、道路整備の促進
- （エ）観光客の安全・安心対策
・警察等連携した緊急照応や防犯、防災、事故防止等の情報提供
・医療における愛人対応の充実

基準年	⇒	目標年
2016年	⇒	2019年

◎通信状況(Wi-Fi含む)の満足度
41% ⇒ 60%

◎県内ハイウェイ沿線の整備
225店舗 ⇒ 1,000店舗

- （ア）国や地域毎の旅行者のニーズをとらえたプロモーション活動
・旅行会社協賛明会、修学旅行明会、地元企業等のメディア、OTA、接客エンジン、Webサイト、SNS等を活用した効果的な情報発信
- （イ）海外進出企業によるPRの強化
・海外に進出している県内企業や航空会社等との連携による情報発信、県内外でのPRの強化
- （ウ）ゴルフホールドからのお客様の整備
・ラグビーワールドカップ2019、東京2020オリンピック・パラリンピック等に向け、ゴルフホールドからのお客様との連携
- （エ）広域連携による客室の推進
・九州観光連携機構、九州各県、中国各県との連携による新たな広域ルートの開発及び情報発信

基準年	⇒	目標年
2016年	⇒	2019年

◎「加加ドーム」おかげアカウント
246万セッション ⇒ 300万セッション

（ア）統計情報の収集・分析によるマーケティング

- （イ）専門的な人材の育成
・県観光連盟のDMO機能強化、市町村観光協会等の体制強化
- （ウ）新たな観光ビジネスの創出
・観光事業者と異業種（ICT企業等）とのマッチング支援

基準年	⇒	目標年
2016年	⇒	2019年

基準年	⇒	目標年
2016年	⇒	2019年

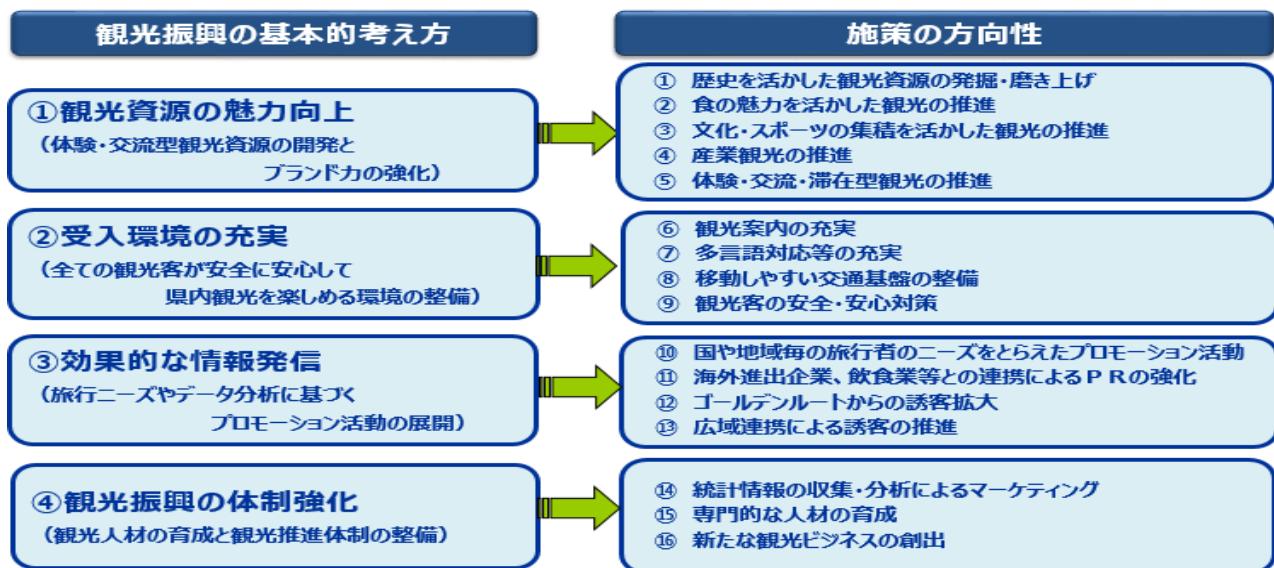
基準年	⇒	目標年
2016年	⇒	2019年

- （ア）観光振興の体制強化
・観光人材の育成と観光推進体制の整備

- （イ）日本版DMOの候補法人数
2団体 ⇒ 8団体

基準年	⇒	目標年
2016年	⇒	2019年

[参考図表9] 福岡県観光振興指針における観光振興の基本的考え方と施策の方向性



[参考図表10] 福岡県の平成30年度観光関連予算

観光資源の魅力向上

H30年度予算額：1,084,614千円

施策の方向性	主な事業	主な事業の予算額	うち観光局
歴史を活かした観光資源の発掘、磨き上げ	世界遺産の保存、情報発信、来訪促進	69,753千円	
	美しいまちづくり支援活動、景観大会開催	11,215千円	
	天神中央公園・貴賓館等(福岡市)の整備	227,379千円	
	国指定文化財門司港駅(北九州市)の復元	21,624千円	
	大濠公園能楽堂(福岡市)の整備	60,639千円	
食の魅力を活かした観光の推進	福岡の食や酒をテーマにした旅行会社の招請や商談会開催	4,948千円	
文化・スポーツの集積を活かした観光の推進	芸術文化活動プログラムの実施	21,786千円	
	九州の博物館を周遊できるミュージアムバスの運用拡大	13,24千円	
	伝統工芸産業、県産品等ブランド力強化	75,235千円	75,235千円
	伝統的工芸品月間国民会議全国大会の開催	58,058千円	58,058千円
体験・交流・滞在型観光の推進	地域の観光資源を活用した体験プログラム等の整備	38,567千円	20,30千円
	関門海峡ミュージアムの展示更新	323,350千円	
	九州自然歩道の標識等の再整備、案内板等の多言語標記	106,094千円	
	体験・交流・滞在型観光資源(トレイン・サイクリング)の開発	14,841千円	14,841千円
	平成筑豊鉄道推進協議会による移動型レストラン及びマルシェの整備支援	48,076千円	
その他		1,725千円	55千円
	小計	1,084,614千円	150,219千円

受入環境の充実

H30年度予算額：155,830千円

施策の方向性	主な事業	主な事業の予算額	うち観光局
観光案内の充実	観光ガイド人材等の育成	2,707千円	130千円
多言語対応の充実	観光案内所、宿泊施設等に対する多言語コールセンター設置	14,000千円	14,000千円
	観光案内所等のWi-Fi整備、多言語対応への支援	5,725千円	5,138千円
	多言語パンフレット作成、配布	6,846千円	
	インバウンドセミナーの開催、インバウンド協力店の情報発信	5,600千円	3,998千円
	商店街のアーケード施設等の整備、イベント開催、多言語化支援	14,796千円	
移動しやすい交通基盤の整備	北九州空港アクセス向上支援(リムジンバス)	49,961千円	
観光客の安全・安心対策	災害時における情報提供	5,622千円	
	医療通訳派遣、医療に関する多言語コールセンター設置	14,284千円	
	交番等への多言語翻訳機能付きタブレット端末の整備	805千円	
	県警HPの多言語専用ページ作成(落し物、交通ルール、災害等)	17,545千円	
	テロ対策未然防止事業	16,399千円	
その他		1,540千円	
	小計	155,830千円	23,266千円

効果的な情報発信

H30年度予算額：519,235千円

施策の方向性	主な事業	主な事業の予算額	うち観光局
国や地域毎の旅行者のニーズをとらえたプロモーション活動	県内各市町村のイベント、観光スポット、観光ルートなどの情報発信	17,418千円	6,446千円
	多言語情報サイト「アジアンピート」を活用した観光等情報発信	29,748千円	
	観光素材説明会、相談会、旅行博への参加	5,029千円	1,953千円
	ファッションイベントを活用した福岡の魅力発信	45,000千円	45,000千円
	食の魅力を活用した誘客促進	21,230千円	
	海外メディア・旅行関係者の招請	5,894千円	5,894千円
	福岡県観光パスポート「よかとこパスポート」による周遊促進	16,268千円	16,268千円
	よかもん広場(県庁展望室)での情報発信	24,306千円	24,306千円
海外進出企業、飲食店等との連携によるプロモーション活動	県内総領事や友好提携都市等を通じた情報発信	34,826千円	1,412千円
	「とんかつキャンペーン」など海外進出企業を活用した情報発信	14,141千円	14,141千円
ゴールデンルートからの誘客拡大	直行便がない国・地域と取引があるラント社等の招請	6,649千円	6,649千円
	東京アンテナレストラン設置による情報発信	138,819千円	
広域連携による誘客拡大	福岡空港、北九州空港を活用したインバウンド誘客	74,892千円	9,600千円
	RWCに向けたセミナー、レセプション、プロモーションの実施	37,134千円	15,800千円
	交通事業者や旅行会社等と連携した旅行商品の造成	47,881千円	47,881千円
その他	小計	519,235千円	195,349千円

観光振興の体制強化

H30年度予算額：275,982千円

主な事業	主な事業の予算額	うち観光局
観光統計等の分析及び情報提供	10,092千円	10,092千円
福岡県観光連盟の事業への支援	128,390千円	128,390千円
九州観光推進機構の事業への支援	74,852千円	74,852千円
その他観光関係団体の事業への支援	42,457千円	42,457千円
日本版DMO候補法人認定に向けた支援	10,269千円	10,269千円
その他	9,922千円	9,384千円
小計	275,982千円	275,444千円

H30年度事業費総額

約20億3,566万円
(うち観光局予算 約6億4,428万円)

観光局予算の推移

年度	決算(予算)額	うち主な臨時の支出
H28年度(決算)	約14億6,400万円	九州ふっこう割(約8億8,300万円)
H29年度(決算)	約6億9,800万円	ふくおか応援割(約1億100万円)
H30年度(予算)	約6億4,400万円	-

[参考図表11] 福岡県内市町村意見照会の結果（県に求める役割）

内容	回答数 (複数回答)
観光振興を進めるための取組みへの財政的支援 ・多言語化や公衆トイレ整備等、受入環境充実への支援 ・観光に係るインフラ整備への支援 等	33
観光振興の体制強化に対する支援 ・観光施策の企画立案に必要なデータの提供 ・観光振興に係る各種セミナーや専門家による研修の実施 ・DMO設立に向けた財政的支援 等	30
広域的な観光振興を推進するための調整役 ・広域的な観光ルートの設定 ・市町村をまたがるサイクリングルートの開発 ・広域的な観光プロモーション ・県と市町村が連携した観光振興事業の実施 等	29
県全体の観光情報の発信等による誘客の取組み ・SNSを活用した県全体の観光情報発信 ・インバウンド誘客に向けた取組み 等	4
その他 ・2次交通環境改善 ・外国人観光客への災害時対応の充実 ・観光客に対するマナー啓発 等	11
無回答	11

[参考図表12] 観光振興に必要な取組みの概要

(1) 観光振興に係る県と市町村の役割

県の役割

- ① 広域的な観点からの観光振興施策の実施
- ② 観光地づくりの核となる組織体制の強化
- ③ 市町村等が実施する観光振興施策への財政的支援 など

市町村の役割

- ① 地域の観光資源の磨き上げや受入環境の充実
- ② 旅行者が地域住民の生活に与える影響の緩和 など

(2) 福岡県が取組む必要がある観光振興施策と事業規模（概要イメージ）

県が主体となって取り組むべき施策 事業規模：約18億円

観光資源の魅力向上

- 市町村や民間事業者と連携して取組む観光地づくり事業（4地区程度）
- ナイトライフエコノミーの創出
- 広域サイクリングルートの路面標示等の新規整備
- 体験型観光プログラムの造成・販売支援

受入環境の充実

- 空港（福岡空港国内線・国際線、北九州空港）の観光案内所の整備・運営支援
- 宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修費支援
- 飲食店等の多言語化支援や多言語対応店舗情報の発信強化
- 民間事業者によるWi-Fi環境の充実や店舗のキャッシュレス化に向けた取組みへの支援
- 地図アプリを活用した地域の二次交通情報の発信
- 空港・主要駅と観光地を結ぶ二次交通整備への支援
- 多言語コールセンターによる災害時等における外国人旅行者への情報提供
- 住宅宿泊事業法の適正な運営
- 外国人旅行者へのマナー・生活環境に係る啓発

効果的な情報発信

- 県内の広域周遊・滞在を促すための宿泊助成事業
- 航空会社等と連携した欧米豪からのインバウンド誘客キャンペーン
- 国際的な観光情報提供サイトとの連携による情報発信
- JR・航空会社等と連携した国内誘客プロモーション

観光振興に係る体制の強化

- ビッグデータを活用したマーケティング
- 宿泊業等、観光関連産業の生産性向上・人材確保支援
- 観光地域づくりに係る専門家による研修の開催、DMO設立支援の充実

< 特別徴収義務者への奨励金及び徴収費用（人件費は含まず）>

市町村が主体となって取り組むべき施策（交付金） 事業規模：約18億円

観光資源の魅力向上

- 自然、歴史、文化等の観光資源開発に向けた取組みへの支援
- 観光の核となる施設整備に対する支援

受入環境の充実

- 観光地の公衆トイレ、観光案内板、観光案内所整備等への支援
- 観光案内所の運営支援
- 観光地の案内サインの整備
- 観光地の駐車場整備
- 住民生活との調和を図るための施策（清掃、交通パトロール配置等）

効果的な情報発信

- 国内外からの誘客に向けたプロモーションへの支援

観光振興に係る体制の強化

- 観光協会の体制強化に向けた取組みへの支援

【参考図表13】福岡県の財政改革の状況①

- > 今後も厳しい財政運営を強いられる中、平成29年2月、持続可能で安定した財政運営の実現を目指し、歳入・歳出全般にわたる改革の方針や取組を具体的に定めた「財政改革プラン2017」を新たに策定。
- > 以下の改革の方針に基づき、各年度の予算編成を通じて改革措置を実行し、財政健全化を着実に推進。
 - ① 計画期間中に基礎的財政収支（プライマリーバランス）を黒字化
 - ② 必要な社会資本整備を着実に進めると一方、通常債の発行額及び残高を毎年度確実に減少させ、平成33年度末の通常債残高を平成28年度末に比べ780億円程度圧縮
 - ③ 計画期間中、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な財政調整基金等三基金の残高を確保

福岡県財政改革プラン2017

- | | |
|---|--|
| <p>改革の計画期間</p> <p>平成29年度から平成33年度まで</p> | <p>(1) 人件費の抑制…足員削減や給与制度の総合的見直しを推進</p> <p>(2) 事務事業の見直し…必要性や効果の低い事業を廃止・効率化・重点化するなど見直しを図る</p> <p>(3) 社会保険料の増加の抑制…後発医薬品の使用促進等による医療費適正化等を図る</p> <p>(4) 建設事業の重点化…社会資本整備を着実に進める一方で、県単独公共事業を2%程度抑制</p> <p>(5) 財政収入の確保…県税の確保対策の強化、未利用具有地の計画的売却等</p> |
|---|--|

平成30年度当初予算における改革措置状況

(単位：億円)

	財政改革プラン			30年度当初予算
	目標	30年度当初予算	30年度見込	
人件費の抑制	6	8	5億円の赤字	豪雨災害復旧・復興対策により、58億円の赤字
事務事業の見直し	55	55	○29年度から33年度までの計画期間中に黒字化	豪雨災害復旧・復興対策、国の補正予算対応により、28年度末に比べ、373億円の増
社会保険料の増加の抑制	9	9	○33年度末通常債残高を28年度末に比べ、780億円程度圧縮	(豪雨災害分と国補正分を除くと、289億円の減)
建設事業の重点化	2	2	○通常債の発行額及び残高を前年度確実に減少させる	(豪雨災害分は82億円の増、残高は25億円の減と35億円の減)
財政収入の確保	18	18	○通常債の発行額及び残高を前年度に比べ減少させる	※ 表示単位未満四捨五入の関係で、横上げと合計が一致しない箇所がある
改革効果額合計	92	91	○予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な残高を確保する	369億円
				空港ビル株式売却収入65億円を含め386億円

【参考図表13】福岡県の財政改革の状況②

【参考】今後5年間の収支見通し（福岡県財政改革プラン2017）

(1) 改革措置を講じない場合

(単位:億円)

区分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
歳出	人件費	3,881	△ 1,052	3,898	17	3,900	2	3,911	11	3,898	△ 13
	公債費	2,195	4	2,206	11	2,243	37	2,276	33	2,325	49
	社会保障費	3,258	118	3,308	50	3,395	87	3,498	103	3,597	99
	投資的経費	2,010	△ 27	2,012	2	2,047	35	1,996	△ 51	1,992	△ 4
	行政施策費	2,511	60	2,624	113	2,581	△ 43	2,576	△ 5	2,611	35
	市町村交付金等	3,406	132	3,026	△ 380	3,097	71	3,192	95	3,204	12
計(A)		17,261	△ 765	17,074	△ 187	17,263	189	17,449	186	17,627	178
歳入	県税等	8,015	△ 291	7,797	△ 218	7,937	140	8,190	253	9,107	917
	地方譲与税	872	48	896	24	912	16	942	30	44	△ 898
	地方交付税	2,494	△ 281	2,504	10	2,554	50	2,513	△ 41	2,658	145
	国庫支出金	1,753	△ 220	1,728	△ 25	1,719	△ 9	1,701	△ 18	1,708	7
	県債	2,225	△ 10	2,225	0	2,193	△ 32	2,153	△ 40	2,134	△ 19
	その他	1,787	△ 126	1,774	△ 13	1,810	36	1,783	△ 27	1,776	△ 7
計(B)		17,146	△ 880	16,924	△ 222	17,125	201	17,282	157	17,427	145
財源不足額(C) (B)-(A)		△ 115		△ 150		△ 138		△ 167		△ 200	

(2) 改革効果と財源不足への対応

(単位:億円)

項目	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度					29～33年度 5年間計
	A	△ 115	△ 150	△ 138	△ 167	△ 200
人件費の抑制	(6) 6	(6) 12	(6) 18	(5) 23	(2) 25	(25) 84
事務事業の見直し	(55) 55	(55) 110	(55) 165	(55) 220	(55) 275	(275) 825
社会保障費の増加の抑制	(9) 9	(9) 9	(10) 10	(10) 10	(11) 11	(50) 50
建設事業の重点化	(2) 2	(2) 4	(2) 6	(2) 8	(2) 10	(10) 29
財政収入の確保	(25) 25	(18) 18	(16) 16	(18) 18	(25) 25	(102) 102
改 革 効 果 額 計 B	(97) 97	(91) 153	(89) 215	(90) 279	(95) 346	(462) 1,090
政策課題対応枠 C	(27) 27	(27) 54	(27) 81	(27) 108	(27) 135	(135) 405
改革措置後の財源不足額 D=A+B-C	△ 45	△ 51	△ 3	4	11	△ 84

※ 上段()書きは単年度効果額、下段は累積効果額。

(3) 改革措置を踏まえた収支見通し

(単位:億円)

区分	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
歳出	人件費	3,875	△ 1,058	3,886	11	3,882	△ 4	3,887	5	3,872	△ 15
	公債費	2,195	4	2,206	11	2,243	37	2,276	33	2,324	48
	社会保障費	3,249	109	3,298	49	3,385	87	3,487	102	3,586	99
	投資的経費	2,003	△ 34	1,995	△ 8	2,020	25	1,960	△ 60	1,946	△ 14
	行政施策費	2,483	32	2,568	85	2,497	△ 71	2,464	△ 33	2,471	7
	市町村交付金等	3,404	130	3,026	△ 378	3,097	71	3,192	95	3,204	12
計(A)		17,209	△ 817	16,979	△ 230	17,124	145	17,266	142	17,403	137
歳入	県税等	8,026	△ 280	7,806	△ 220	7,947	141	8,200	253	9,118	918
	地方譲与税	872	48	896	24	912	16	942	30	44	△ 898
	地方交付税	2,494	△ 281	2,504	10	2,554	50	2,513	△ 41	2,658	145
	国庫支出金	1,753	△ 220	1,728	△ 25	1,719	△ 9	1,701	△ 18	1,708	7
	県債	2,218	△ 17	2,211	△ 7	2,172	△ 39	2,124	△ 48	2,098	△ 26
	その他	1,801	△ 112	1,783	△ 18	1,817	34	1,790	△ 27	1,788	△ 2
計(B)		17,164	△ 862	16,928	△ 236	17,121	193	17,270	149	17,414	144
財源不足額(C) (B)-(A)		△ 45		△ 51		△ 3		4		11	

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

【参考図表14】他の地方自治体における自主財源確保の事例①

(1) 地方税

自治体名	名称	制度の概要	収入額
東京都	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル又は旅館への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上：200円	約25億円 (H30年度予算)
大阪府	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は民泊(10月～)への宿泊者 【税率】10,000円以上～15,000円未満：100円 15,000円以上～20,000円未満：200円 20,000円以上：300円	約8億円 (H30年度予算)
京都市	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者 【税率】～20,000円未満：200円 20,000円以上～50,000円未満：500円 50,000円以上：1,000円	約19億円 (H30年度予算) ※平年度45.6億円
金沢市	宿泊税 (法定外目的税)	【納稅義務者】ホテル、旅館、簡易宿所、民泊への宿泊者 【税率】～20,000円未満：200円 20,000円以上：500円	約6.6億円 (H31年度見込み) ※平年度7.2億円
別府市	入湯税 (法定税) ※H31.4以降	【納稅義務者】鉱泉浴場に入湯する入湯客 【税率】宿泊料金又は飲食料金が 1,500円以上2,000円以下：50円 2,001円以上4,500円以下：100円 4,501円以上6,000円以下：150円 6,001円以上50,000円以下：250円※ 50,001円以上：500円※	※平年度見込み 約4.5億円
太宰府市	歴史と文化の 環境税 (法定外普通税)	【納稅義務者】有料駐車場利用者 【税率】二輪車（自転車を除く）：50円 定員10人以下の自動車：100円 定員11～29人の自動車：300円 定員29人超の自動車：500円	8,000万円 (H30年度予算)

【参考図表15】他の地方自治体における自主財源確保の事例②

(2) 寄附金等

自治体名	名称	制度の概要	収入額
山梨県・ 静岡県	富士山保全 協力金	【対象者】五合目から山頂を目指す登山者 【金額】一人1,000円（子ども・障がい者は協力いただける範囲）	約1億5千万円 (H29年度) (山梨県 約9,700万円) (静岡県 約5,200万円)
別府市	クラウド ファンディング	市長公約の『湯～園地』実現に必要な費用を、 クラウドファンディングにより調達するもの。支援者には入園券配布等の返礼を実施。	約3,400万円 (H29.2月～4月)
各自治体	ふるさと納税	自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額の2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。	例) 福岡県 約9,100万円 (H29年度)

【参考図表16】地方自治体の自主財源

種類	内容	参考
地方税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達の目的を持って、その課税権に基づき賦課・徴収するもの。 <p>【目的税】特定の費用のために課される税（ ⇄ 普通税） 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることが出来る税</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 宿泊税 ○ 環境協力税
分担金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの。 	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地改良事業分担金 <p>※ 負担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第224条）</p>
負担金	<p>① 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの。</p> <p>② 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの。</p>	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路に関する工事の実施に伴う負担金 <p>※ 分担金との違いは主に根拠法令（地方自治法第27条及び各個別法）</p>
使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの。 	<p>【地方自治法逐条解説】 行政財産又は公の施設につき必要とする経費をまかなく足りることをもって限度と考えるべき</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの。 	<p>【地方自治法逐条解説】 当該事務に要する経費と当該役務の提供から受けける特定の者の利益を勘案して定められるべき</p>
寄附金	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。 	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税 ○ 協力金

出典：全国知事会「第3回新しい地方税源と地方税制を考える研究会」資料を基に作成

【参考図表17】財源確保手法の比較検討

種類	事例	規模	安定性・継続性	受益と負担
地方税	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史と文化の環境税（普通税） ○ 宿泊税（目的税） <p>【目的税】特定の費用のために課される税（ ⇄ 普通税：収入を一般経費の財源に充当） 【法定外税】地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる税</p>	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的・継続的な確保が可能	受益者を広く設定し、負担を求めることが可能
分担金	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県県営土地改良事業分担金 	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	特定の事業に係るため安定的であるが継続的な確保が難しい	
負担金	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県国営土地改良事業負担金 			受益者を個別に特定し、受益の範囲内で負担を求める必要がある
使用料	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県県立美術館使用料 	施設等利用者、役務提供先からの徴収となるため、規模は限定的	安定的・継続的な確保が可能	
手数料	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福岡県旅券発給手数料 			
寄附金	<p>【主な事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税 ○ 協力金 ○ クラウドファンディング 	対象者の設定により規模の確保は可能	善意や協力に基づくため、安定性や継続性の確保が難しい	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない

【参考図表18】課税対象とする観光行動の比較検討

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	関連事業者及び課税補足に係る行政(徴税)コスト
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の日常利用との区別は一定可能 ・捕捉が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の観光行動と比較すると、関連する事業所数が少なく、行政コストも少ない
入域	県内への入域行為	<ul style="list-style-type: none"> ・一般道路等による入域行為の捕捉がほぼ不可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・入域行為の把握、課税に莫大な行政コストがかかる
交通機関利用	交通機関(鉄道、バス、船舶、タクシー等)		
駐車場	有料駐車場利用	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の日常利用と旅行者の利用との区別が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連する事業所数が多く、行政コストも大きい
飲食	飲食店等での飲食行為		
おみやげ購入	土産品店等での土産品購入		